

第十三回国 参議院大蔵委員会會議録第六十九号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午前十一時十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事 大矢半次郎君

伊藤 保平君

野澤 勝君

木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

溝淵 春次君

小宮山常吉君

田村 文吉君

森 八三三君

赤松 常子君

菊田 七平君

油井賢太郎君

木村輝八郎君

森山 欽司君

井上 知治君

衆議院議員

政府委員

外国為替管理 大久保太三郎君

委員会委員 大蔵政務次官 西村 直己君

日本専売公社 監理官 久米 武文君

大蔵省管財局長 内田 常雄君

事務局側 常任委員会専門員 木村常次郎君

常任委員会専門員 小田 正義君

本日のお会議に付した事件

簡易生命保険及郵便年金特別会計法

の一部を改正する法律案(内閣送付)
○資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○たばこ専売法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(平沼彌太郎君) 第六十八回の大蔵委員会を開会いたしました。簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)、資金運用部資金法の一部を改正する法律案(予備審査)、連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案(予備審査)右三案について提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金は、従来、契約者貸付を除いては、他の特別会計の積立金と同様、資金運用部に預託しなければならぬこととなつており、資金運用部においてそれらを一元的に運用していたのであります。が、今回、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金については、その運用方法を改正することとなり、これに関する法律案が本国会に提出されましたので、これに伴ひまして、資金運用部資金法及び簡易生命保険及郵便年金特別会計法の二つの法律について、所要の改正を加える必要が有ります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。何とぞ、慎重審議下さるようお願い申し上げます。

次に只今議題となつております連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。

政府は先に連合国財産の返還等に関する政令、連合国財産補償法等を制定いたしました。サンフランシスコで署名されました平和条約第十五條(四)項に規定する連合国財産の返還又は補償に関する義務を履行することとしたのであります。が、このたび締結されましたインドとの間の平和条約第五條の規定によりまして、サンフランシスコ條約第十五條(四)項と同様日本政府はインド又はインド人が有していた財産で開戦時から終戦時までの間に本邦内にあつたものを返還すること、及びこのよ

うな財産で開戦時本邦内にあつたものが返還されず又は戦争の結果損害が生じている場合には連合国財産補償法に規定されている条件と同一の条件で補償を行うこととなつていたのであります。このインドとの平和条約の規定に

対応いたしました。在日インド財産の返還又は補償を行ひ得るようにするため、先に法律としての効力を有するものとなりまして連合国財産の返還等に関する政令及び連合国財産である株式の回復に関する政令並びに連合国財産補償法の規定に所要の改正をすることとしたのであります。その内容は我が

国が平和条約に基いて財産の返還又は補償の義務を負う国として、サンフランシスコにおいて署名された日本国との平和条約第二十五條に規定する連合国のはか、今回のインド及び今後サンフランシスコ條約第二十六條の規定に基いて同様の條約を締結することのある相手国を必要に応じて政令で定めこれに加えることができるようにいたします。と共、財産の返還又は補償の請求期限等これに関連する若干の規定を整備したことであります。

以上申し上げましたように、この法律案は今回のインドとの平和条約締結に伴ひ、我が国が條約上の義務を履行するために必要なものであります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 次にたばこ専売法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聴取します。

○衆議院議員(森山欽司君) 只今議題となりましたたばこ専売法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年のたばこ専売益金は千二百五億円、即ち一般歳入総額の約一割四分を予定されているのであります。が、このような巨額の国家収入に直接大なる役割を演じているのは、たばこ耕作農民であります。

然るに、御承知の通りたばこの耕作は、一般農作物に比して、多額の生産資金を要し、而も苗木本圃より乾燥、調理等生産に要する期間は短くも九カ月、長きは十一月を要し、一般農作物の七、八カ月に比し著しく長期に亘るのであります。のみならず、専売公社の収納計画上の都合もあつて、納付によつて現金化するまでの期間が極めて長く、これらの事情のため肥料代等の生産資金は、その間農林中央金庫等の金融機関より借入をしなければならぬ実情でありまして、さなきだに重税に喘ぐ耕作農民はこのような長期に亘る金利負担等のため、少なからず困窮いたしておる次第であります。

従ひまして、農家経済逼迫の折柄、農民のこのような資金上の不安を多少なりとも緩和することができずならば、耕作農民は安んじてたばこの生産に専念することができ、延いてはたばこの品質向上と生産確保を図ることともなるゆゑんと考えられますので、今回の法律案を提案いたしました。耕作農民に對したばこ耕作資金として葉たばこ取納代金の一部を前渡することのできることをいたしましたのであります。

以上が提案趣旨の概要であります。が、何とぞ速かに御審議の上満場の御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 質疑を行います。

○油井賢太郎君 たばこ専売法の改正案に對する質疑ですか。

○委員長(平沼彌太郎君) そうです。油井賢太郎君 この法案は国会においてたばこ取上げられた問題でありますけれども、今回衆議院から出されたのは大変結構だと思つておりますが、この点について多少お伺ひしておきた

いと思うのです。大蔵省令の定めるところに「という漠然たる字句がありま

すけれども、これは具体的に言うと、

どういつたような点を定めるのか、一

応お聞かせ願つておきたいと思いま

す。

○衆議院議員(森山欒司君) この法案

は、専売法の第十九條の第一項により

ますと、取納代金の支払は鑑定後とい

うことになつております。で、たばこ

ができませんのは九月であります。取納

は大体十月から開始いたしました。翌

年の三月に亘るわけでございます。そ

こでそれまでの間、遅いものは三月ま

で物はできておつても金がもらえない

というふうなことになるので、現

行専売法による鑑定をしてから金を払

うという、現行規定に対して、鑑定前

においてお金を払うことができる。但

しこれを折角前渡ししてやりましたも

これを家計の消費に使われては何にも

なりませんので、たばこの品質を向上

し、或いは収穫量を確保するといふ

ような必要性がある際に前渡しする

いふふうにしたしておるわけでござ

います。その際の家議院におきます提

案者の大体の意向は、現行の専売法の

規定によりますと、植付検査が終りま

すと、罹災補償ができるのでありま

す。大体取納代金の四割は罹災補償の

対象となるのであります。その範囲内

において前渡しすれば国家財政上予算に

何ら触れることがなくできるというの

であります。但し、これを如何なる條

件の下に、又現実において如何なる程

度まで払うことが適當であるかとい

ことは、現に運営しております公社並

びにこれに対して監督的な立場にある

省側のこれに対する所見は、監理官の

ほうから御説明申し上げます。

○政府委員(久米武文君) 只今御審議

中のたばこ専売法の一部を改正する法

律案、これは国会内において多年の懸

案で研究中の事項でございまして、そ

の研究中の段階におきましては、我々

事務当局としてもいろいろ意見もござ

いましたけれども、只今まで進行いた

しました状況では、衆議院の半ば一致

した御要望としての議員提出法律案

が、ここで御審議に相成つておるので

ありまして、この十九條の第一項の但

書には、但書を適用する場合はどうい

う場合かということが書かれてござ

いまして、そこには、葉たばこの品質を

向上する必要があり、必要がある場

合、この但書の適用がある。又取納量

目を確保するためと、そういう必要が

ある場合、この但書の適用がある。場

合によつては品質の向上と量目の確保

と二つが同時に起る、その両方の必要

という大体三つの場合を含む原案の御

趣旨であらうと我々は了解しておるの

であります。そういう場合におきまし

て、取納代金の一部を支払うことがで

きる。この葉たばこの取納代金的一部

を支払うのでございしますから、極く

事務的な見地から申しますと、畑に

おきまして、葉たばこが全部発育を終

えまして、畑から取りました以後にお

いて金を払うというのが穩當であらう

というふうな意見もございましたが、

今回御審議中の法律案の提案者の御趣

旨は、まだたばこの葉が畑にある間に

という御趣旨だそうでございます。

そういう御趣旨だいたしましたすれば、

畑にある間に払う金額は、取納代金の

一割五分を限度とするというのが穩當

であらうと我々事務当局としては考

ております。大体取納代金中一割五分

が肥料代に相当する金額、そこらの辺

を目安に置いて研究いたしましたなら

ば、恐らく提案者の御趣旨に余り隔り

はないのじやないかと、我々は考

えております。

○木内四郎君 本日の委員会のこの議

題の勝頭、簡易生命保険及郵便年金

特別会計法の一部を改正する法律案、

資金運用部資金法の一部を改正する法

律案、この二点とも予備審査でありま

すが、本委員会の議題になつておるの

です。ところがこれと重要な関係にあ

りまするところの、簡易生命保険及郵

便年金の積立金の運用に関する法律案

というものが、恐らく郵政委員会を

出たのだからと思つておるのですが、本

日の本会議に上程されておる。これは本

委員会の議題になつておる。二法案と非常

に重大な関係があるのですが、若しこ

の本会議に法案が通るといふことにな

りますると、本委員会の審議を非常に

オミットすることにならうと思つてお

る。そこでどういうやり方は国会の運

営上非常にまずいと思つておる。委

員長から本件について至急に、時間も

切迫しておりますので、至急に議事部

のほうにお申入れを願つたら如何かと

思つておる。本件に關しましては、衆

議院においてはこれを別個にやつてお

つて、まだいろいろ論議がありまし

て、衆議院の大蔵委員会は、この法案

を通してよこさないといふふうな気配

にもあるといふふうな聞いておるので

す。そういう場合において一つの法案

○委員長(平沼騷太郎君) 関連性ある

といひましたれば、木内委員のおつし

やる通りだと思ひます。

○木内四郎君 時間の関係もありません

ので、至急にお申入れを願ひたいと思

ひます。

○委員長(平沼騷太郎君) 速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○委員長退席、理事大矢半次郎君

委員長席に着く

○理事(大矢半次郎君) 速記を始めて下

さい。ちよつと休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

○理事(大矢半次郎君) 休憩前に引続

いて会議を開きます。

○野澤勝君 休憩前に引続いて会議を

開くのは結構ですが、その経過を一応

御報告願つてから、それから会議を開

いて下さい。

〔理事大矢半次郎君退席、委員長

着席〕

○委員長(平沼騷太郎君) 只今議場に

参りまして議事部長に先ほどの懸念に

基く結果を申入れたのであります。が、

丁度もう郵政委員長が今すぐ委員長

報告をしておりますので、それで議

事部長曰く、もうすでに御覧の通りに

委員長報告をしてから、今日はど

うしようもない、そのまま進行するよ

り仕方がない。それでそのことにつ

ましてはまあ大蔵委員長の失態もあり

ますが、大蔵委員長からも話がなかつ

たし、又郵政委員長からも郵政委員

会は決議したけれども、大蔵委員会に

かつたこの二法案と関連して、本会議

な申出もなかつた。そして小委員会

の各会派のかたも、それに対して

関連性を持たせなければ困るとい

話もなかつたから、議長としてもこれ

を政治的にただ自分の意思で以て関連

するためには延ばすといふことにな

れば、やはり違法になるといふふうな

意味から、関連性のあるものではある

が、委員長が延ばしてくれといふふう

な意見がなかつたので、委員会の各

会派のかたもそれに同調されたので、

これを本会議に上程することにしたん

だ、行き方においては成るほどまず

い、でも知れないが、今までの経過は

どうだ、であるから本日のところはど

うか、止むを得ないからこれを通し

て頂きたい。今後については又お話が

ありますれば、努めて各会派ともその

大蔵委員会の意思のように進めるべ

きと思つて、今後は各会派並びに委

員長、我々も注意してその趣旨をど

ういふふうなわけでございします。今

のところはすでに丁度行きましたら

委員長が演壇に立つていましてござ

います。もうどうしようもありません

から、今日のところはもう皆さんの

お申出の点は止むを得ず撤回しま

した。今後については処置といふこと

については、十分注意いたしますから

お含みおき願ひたい。これにつきま

しての御報告を申し上げます。

○油井賢太郎君 先ほどたばこ専売

法の一部改正について提案者並びに

監理官のお話を承つたのですが、提

案者のほうでは大体四割見当まで

ゆとりを認めたいといふ御意見の

やはりこれは一割五分という額を特に確保されておやりになるのか、或いは又情勢に応じて提案者のように四割見当までの間適当な方策をおとりになるのか、そういう点を一つ伺っておきたいと思ひます。

○衆議院議員(森山欽司君) 罹災補償の額の範囲内と言いますと、大体四割、併し余り前に多額の金をやりますと、折角で上つたときに、その金が入るときに農民の楽しみというものもなくなりますと、又前に余計に渡しますと、無駄使いというものも起きて参りますので、必要最小限度の前渡という事を考えておるわけでありますと。即ちこの法案にありますと、品質の向上或いは取極量目の確保という必要最小限、それは大体肥料資金というやうな形になつて現われるのではないかと思ひます。御承知の通り品質の向上のためには、たばこの耕作については油粕が特に必要でありますと。そういうやうな肥料その他の資材等について、昭和二十七年の所要資金の見込額は、大よそ三十三億でございます。今年度におけるたばこ収納代金は予算上二百億でございますが、実際上はまあ二百億から二百二十億の間、二百二十億の一五%といたしますと、大体三十三億円ということになるのであります。私どもも大体罹災補償の額の範囲内、即ち四割程度という意見に対して、大蔵省側或いは公村側としては、大体これを一割五分程度において運用しようといふ御意向を聞きまして、いささか危惧の念を持つたのであります。二十七年年度の肥料資金の所要見込額三十三億が大體一五%になるというので、私どもは一応諒としたのでございます。併

し今後の情勢如何によりましては、罹災補償の額の範囲まで必要に応じて伸縮されることを大蔵省側において処置されるように望むものであります。これについては監理官のほうからお聞き頂きます。

○政府委員(久米武文君) 大蔵省令で定めますとこの金額の限度というものがつきましては、現在の諸般の情勢の下におきましては、一割五分を限度とするという考えでございます。今後状況が変化いたしますれば、今後における情勢をよく睨み合せまして、適当なる運営を図らなければならぬと考へております。

○油井賢太郎君 その点はよく了解しました。次に一割五分の支払の大体期間です。又、いわゆるお役所仕事に調査やなんか遅れて、必要なときに資金が廻らないのじや意味をなさなくなる、それはいつ頃までに大体払い得る情勢が我々として認められるかという点が重大な点であります。それからもう一つは、手続等やなんかすべて簡潔にして、成るべく要望に応じた時期に払えるやうなことにしてもらいたいと思ふのですが、それに対してはどうか。という方策をお立てになつておりますか。

○衆議院議員(森山欽司君) この法律の施行時期は七月一日であります。本年の実施は来月からということになるわけでありますと。平年度におきましては、移植、即ち植付検査の終了後ということになつて参るわけでありますと。それからこれを前渡する場合のやり方については、勿論これは注意してやらなければならぬのであります。けれども、余りやかましい手続をとり

ますと、農家としても扱いかねて参りますし、又時間もかかるといふので、できるだけ簡単な手続でやるように公社側に要望いたしておるわけでありますと。ただ実際問題の運用をいたしまして、個々の農家に収納代金の平均額のおよそ一割五分が細かくば撒かれるということになりますと、取極量目を確保し、品質の向上を図るといふ必要の見地から言ひますと好ましくあらざる事態が生じると考へられますので、実際上の運用方針、即ち法律とか或いは省令或いは専売公社の規則というものはなく、取扱方針としては、實際上耕作組合の連合会を取りまとしてこれを処理するといふやうに私どもは考へておるのであります。現にこのことを大蔵省側にも要望いたしておる次第でございます。実際問題としては監理官のほうからお聞き願ひたいと思ひま

す。○政府委員(久米武文君) この第十九條第一項の立法の趣旨が達成されるやうに、手続等におきましてはできるだけ無駄な手数を省くといふ趣旨で運用して参りたいと思ひます。

○野澤勝君 関連して……この趣旨からいふと、一体世間では専売局の値がするといふことを言つておるのですが、例えば「光」三十円、この原料は一体どのくらいできるのですか、これを一つ久米君から御説明願ひたい。

○政府委員(久米武文君) 「光」の原価は大體七円でございます。

利率といふのですか、利益はどのくらいになるのですか。

○政府委員(久米武文君) たばこの小売人の手数料と申しますか、割引歩合と申しますか、あの率は「ピース」と「光」につきましては、八分でございます。それから「新生」とか「バット」とかいうふうなものは七分でございます。八分と七分の二本建になつております。高級のほうは八分の手数料、中以下のほうは七分ということでございます。

○油井賢太郎君 大體今までのあれで私は了承いたしました。これは長い間の懸案ですから、委員長において成るべく早くこの法案をお通し下さるやうに御配慮願ひたいといふことの希望條件を附して質問を終わります。

○木村八郎君 この法案はいつ予備審査になつたのですか。

○委員(平沼彌太郎君) 昨日本付託になりました。そうして予備審査でなく、直接本付託になりました。

○木村八郎君 実はこの法案は只今配付されたのです。それで油井委員は、従来から懸案であつたのだからいといふお話ですが、併しその簡単に扱ふべきものじやないと思ひます。それは油井さんは御質問が終つたからいと思ひますが、私は伺ひたい点がある。他の耕作物についてその品質を向上し、或いは量目を確保する、取極量目を確保する、そういう場合にどういふことが行われるのか、特にたばこについて、なぜそういうことが必要なのか、これは私は別に反対とか何とかいふよりも、特にたばこについて、なぜそういうことが必要なのか、他の米なり麦なりその他の作物についても、品質の向上或いは取極量目の確保ということについては必要なわけだと思ひます。たばこのみに特にこういう措置を講じなければならぬといふことはないのじやないか。私は素人考へて思ひますが、若しただけでそういう必要があるならば、どういふ点にそういう必要があるか伺つておきたい。何か急に今ここに出されてすぐこれをきめることにはどうも趣旨は私は決して悪くとは思ひませんが、何となくどうも取扱方に妙なところがあるやうなので、まあそういうことはないかも知れんけれども、この選挙に近いやうな、何か選挙運動をやつてやろう、こういうやうな誤解が起るといふけなから私は特に慎重を期して質問しておるわけなんです。

○衆議院議員(森山欽司君) これは油井委員から御せられましたやうに、この数年に亘るたばこ耕作者の熾烈な要望であつたのであります。これは衆議院、参議院のたばこ有志議員大よそ三百名程度からなりますと、国会たばこの会でもこの問題を論議いたしましてからすでに二年有余を経過いたしましたのであります。そしてこの機会に参議院のたばこの会のかたも、とも十分御連絡の上でこの法案の議員立法をいたしましたのであります。衆議院においては恐らく多分昨日の本会議を通過いたしました。一日の委員会を通過するやうなわけの問題自体はたばこ耕作に関心を持つておる議員はよく御承知の問題でありましたので、衆議院は極めて短時間うちに通過いたしました。而も自由党から共産党まで各党一致のこれは賛成を得ておる問題でございます。

そこで御質疑のありましたたばこ耕作だけなぞそういう前渡金と申しますか……大部分の農作物はこれは政府の買上げという事になっておりますので、若しなつておるといいますと、麦の統制撤廃がはずれましたから、米だけでございませう。ところが米とたばこは全然性格が違います。なぜならばこれは極めて厳格な割当生産でまあとつております。作付面積を事前に許可制によつてやつており、そしてでき上つたたばこは一葉も残らず国家にこれを納める、これは實際上、その国家権力である専売権……実施は専売公社がやつておるわけでありますが、国に納めるといふようなことになつておるのでございませう。そしてこの耕作期間にいたしまして、おおよそ平均いたしまして、十一月かかります。米の場合は、もつとずつと短期間でありませう。特に肥料の手当のためには、一年と二月乃至四月肥料準備をいたさなければならぬ。これは米なんかと比較して非常な差になつておるわけでありませう。そしてたばこ耕作の農作物中に占める特殊の性格、それに最近の農村の金融工作という様なことを考へまして、而も国家財政に占める専売益金の重要性を考へますと、たばこ耕作振興のためにこの程度の議員立法を図ることは、これは国会のたばこ耕作農民に対する私は善政と信じておるのであります。木村先生はたばこ耕作に余り御関係がなかつたので、或いは唐突のようなお感じを持つたかも知れませんが、「簡単でいい」と呼ぶ者あり、実際は、これは決してそういうものではございませぬ。もとより今年には政変等がありますので、選

挙目当だとと言われるかも知れませんが、御承知の通り講和発効後における自主的な立場からこういうことがなし得る段階に立ち至つたために、これが成立に至つたものであるというふうに御賢察をお願いしたいと思つ次第であります。

○木村君八郎君 簡単にあれしませうが、御説明で、やや理解はできたのですが、たばこ耕作の特殊性という事は、私は別にたばこ議員連盟があるやに聞いてはおりますが、そこで早く議がまとまつたからそれでここでは簡単に通せと、こういうことは、極めていいと思つておられますが、仮に衆議院において共産党を含めて賛成して来ても、やはりこういう法案は慎重に扱らうべきものであると思つ、法案としては……です。ですからやはり簡単に今出て来て今すぐこれという事は余りに輕卒だと思つたので、扱ひ上……。何か馬鹿に異論を立てるようでありませうが、どうもそういうところが、これが突利権法案だつたらなお問題になつておるのです。それで建前上私は申上げたわけですが、たばこでそこでお伺いしたいのは、ほかの専売品などにおいて樟腦とか、塩とか、そういうものについては、やはりそういう特例と言ひませうか、そういうものはあるのですか。

○政府委員(久米武文君) これはたばこ耕作の特殊事情に基づくものであります。専売制度の下におけるたばこ耕作の特殊事情に基づくもので、専らこれだけでありまして、ほかのものは絶対に同じような觀念で類推されるものはないと思つておられます。

○野澤君 これは党派を超越した重大な提案者からの発言がありましたから、この際一つ訂正方を願ひたい。私どもは賛成でございませう。成るべく急いで通したい。併し今、木村君の聞いたのは、非常に私は重大な質問だと思つたのです。というのは、勿論これもよろしいけれども、農村の生産物の重要な主食、私はあなたが時日その他の手のかかつておることについては、これ以上のもは無いと言ひますが、これは私は不認識だと思つたのであります。米は御承知のごとく八十八と書くのですよ。八十八回手が要るのであります。それからそういうことから考へて更に、何も米の講座をするわけではないのですが、私はこれは参議院としては、相当慎重を期さなければならぬ問題だけに、私はそう申すのですが、そこで更に主食……たばこは確かに日常生活必需品でこれも勿論重大でございませう。併したばこがなくても生きられるが、米がなくても生きられるかということ、これは少し考へるとおのづとわかると思つたのです。ですから私は主食より重要だという様なことに対する御意見だということでは承服できません。そこで多分まあそういう意味でなくて、このたばこの重要性とか、或いは必要性とか、或いは生産の困難性をあなたは余り強く強調したというやうに私は理解したいと思つたのですが、特に農村の出身の我々といひましては、今米の問題についても早場米の奨励金、それに対してまだ課税をしておるやうな状態なんです。更に追加供出に對ししても、まだその問題の税金のかけ方さえも決定しないというやうな状態なんです。こういうやうな非常に農村の単作地帯の農民は、非常に悲

哀を重ねて、経済的な困窮を重ねておる際に、一方におきましては、商業的農業生産物でも申しますか、或いはそういうことが言えると思つたのです。価値があるものでありますが、そういう点から見ても日常生活必需品であるに違ひありませんが、そのものに対しては、これに対する品質の改良、向上等のために今のやうな法案が出される、前渡金までも出そうという状態なんです。一方におきましては、先ほど申した通り、早場米供出に對しましては、課税の問題、更に追加供出の問題についてもおきません。それで原価計算などにおきまして、農民の堪能するところまで行つておきません。こういう問題が山積しておられます。こういう問題で、まあ一つ並行的に考へなければならぬことですが、こういう御意見が私には木村君の質問になつて現れておると思つたのです。ですからこの提案者において、この点が明確になつて、この点の誤解が拭拭されるならば、これはあとは議會省略で賛成したいと、こういうふうにおつておられます。

○衆議院議員(森山欽司君) 先ず以上申上げておきますが、衆議院が極めて簡単に通つたから、参議院で簡単にお願いしたいといふことは決して申しておりませぬ。何とぞ慎重御審議をお願いしたいのでございませう。米との比較の問題につきましては、これは米の買上価格との性質は大分違つておるのでございませう。今度の改正案を御覧になつておわかりであるかと存するのでございませうが、今回の改正案の第十九條第七項が新たに加えられました「取納

代金の一部の支払を受けた場合において、その支払を受けた金額が耕作者が納付した葉たばこの取納代金の額をこえるときは、その差額に相当する金額を公社に返納しなければならぬ。」普通財政法上余計前渡をしたときに返すということが財政法上の規定にないものであります。それは主として私法上の契約の關係からそうなつておる。ところが専売上の特殊の契約栽培でございませうが、公法的性格を持つた契約栽培、従つて専売法の十九條の七項の前渡するならばその差額は返さなきやあならないという単なる私法上の義務のみならず公法上の義務まで規定しておられます。又返さなきやあならない場合によつてこれを返さなきやあいかん、こういうことは財政法上一般に考へられないやうなまあ一つの考へ方というやうな性格を持つておるのでございませう。契約栽培でも公法的性格を帯びた契約栽培である、専売権に基づくやうな性格を持つておるといふやうに考へておるのでございませう。それで米はもとより国民生活にとつて重要な問題でありまして、私どもは決して米の耕作の重要性を否定するものでは毛頭ございませぬ。但し米につきましては世上これに自由販売の聲もあるものであります。たばこについては是非はともかくといひまして、この米の買上げといふものは耕作者の作つた米の全量じやない、一部は自家保有が認められておる。たばこの場合はこれは全部供出しなければならぬ。特に手数の問題でございませうが、たばこは大体反

当百十人くらいの人工になつております。米の人工は恐らくその半数くらい

じやないかと考えております。手数も甚だ少うございます。重要性についてはもとより主食といふものが国民生活上欠くべからざる最上位にあるのであります。食う手数ということになりま

ます。
○野澤藤君 長々のお話を聞いたのですが、今私もよくわかつたのですが、最初から申しました通り、この趣旨には勿論我々は反対じやないのです。まあ今森山さんからこういう点の認識は私どももこの認識は少ないが、あなたも主食米麦に対する認識が少い。そこで大体一年十四ヵ月かかるそうだが、米だつて一年ですよ。それは二毛作地帯は別です。ですからそういう点においては、私はいろいろ意見があると思

きであると思うのです。それはまあ別の問題ですが、議論の存するところは、ただそんなに必要であつたならばもつと前にやらなければならぬ。とつづくにこれをやらなきゃならぬ。とつづくにあります。今のお話を承りますと、それじや今までに……なぜ率然として、簡単に衆議院を昨日通つてなぜ出て来たかということが割切れないのです。そんなに必要であるならばなぜ早く前からこれをやらなかつたかと言え

知れん、そこを何か見越してこのような法案を出してはおりません。その点をとくと御了承をお願いいたします。
○政府委員(久米武文君) 木村先生の御質疑は誠に御尤もな事です。私もこれはこの成文化を何回かやりまして、そして何回か無駄になつたのであります。この問題について司令部のほうに大体の意向を聞いたことがあるのであります。その都度色よい返事を得られませんでした。実は今日の段階に立ち至つたのであります。恐らく議和発効後といつたしましては比較的早く実現したのではあるまいかとすら私は思

とになるのですか。
○衆議院議員(森山欽司君) 大体肥料資金の需要は、従来融資等でやつております。これは銀行から借りたり、或いは農協から借りたりというふうなのでございます。時期的に申しますと、大体五、六月頃から年末にかけて三、四十億の金を借りておつたわけでございますが、なか／＼借りられなくて困却しておるといふような事態も多々あるようでございます。併し大体年度末を考へますと、ほぼカバーし得る態勢になつております。

が、米作の場合の肥料の手当はたばこほど長くありません。大体今年の七月にたばこ作をするものは肥料を買いますとそれをを使うのは来年の二月頃から始まりますところの耕作にこれを使うわけでございます。というふうなわけで、非常に肥料を買つてから農家の手にあつて現金化されるまでの間、大体十四ヵ月程度かかるというふうな状況でございます。このたばこ耕作の法的性格も専売権に基く公法的色彩の強い契約栽培の面があり、又米等に比べまして、人工の所要数、或いは肥料を買付けてからこれによつてできた作物の現金化されるまでの期間というものが非常に長いのでございます。そういうことのために金利の負担というものが非常に莫大に上ります。大体買付肥料の一割二、三分程度の金利が高むということになつておるのでござい

ます。そのお話を聞いて、これだけ書いていますので、やはりこういうことになれば又議論の存するところですよ。勿論たばこ耕作を考慮することはいいのです。ところが他の米についてももつと考慮すべ

○衆議院議員(井上知治君) 成るほど今木村さんがおつしやいましたこと、問題は急に衆議院にも参議院にも出て参りました。けれどもこの法律案が出るまではもう二、三年前から私どもは相談いたしておりました。そうして衆議院においては各派とも当然の法律の改正であるというふうな議論が熱し

○田村文吉君 中途で参りましたので、内容をちよつと伺わなかつたのですが、大体何でございませうか、これにのくらの期間繰上げて国内に散布されることになりませうのですか。
○衆議院議員(森山欽司君) 大体今年度において七月に、諸般の情勢がうまく行きますならば、三十億程度の金が出るわけでございます。

○田村文吉君 それから先刻も御質問があつたようでありませうが、長年の問題であつたといふ言ひながら、たばこについてそういう前渡金の方法をお考へになつた場合に、今米についてのお話が出ておつたのですが、他の専売品である塩であるとか、或いは樟脳であるとかいふものに対しては、同じような論議で、これを前払してくれというふうなことは絶対起らないで済むお見込でございますか。これは大蔵当局のほうに御質問をいたします。

○木村義八郎君 只今まあ野澤委員のお話で、これだけ書いていますので、やはりこういうことになれば又議論の存するところですよ。勿論たばこ耕作を考慮することはいいのです。ところが他の米についてももつと考慮すべ

○政府委員(久米武文君) 木村先生の御質疑は誠に御尤もな事です。私もこれはこの成文化を何回かやりまして、そして何回か無駄になつたのであります。この問題について司令部のほうに大体の意向を聞いたことがあるのであります。その都度色よい返事を得られませんでした。実は今日の段階に立ち至つたのであります。恐らく議和発効後といつたしましては比較的早く実現したのではあるまいかとすら私は思

○田村文吉君 中途で参りましたので、内容をちよつと伺わなかつたのですが、大体何でございませうか、これにのくらの期間繰上げて国内に散布されることになりませうのですか。
○衆議院議員(森山欽司君) 大体今年度において七月に、諸般の情勢がうまく行きますならば、三十億程度の金が出るわけでございます。

○田村文吉君 それから先刻も御質問があつたようでありませうが、長年の問題であつたといふ言ひながら、たばこについてそういう前渡金の方法をお考へになつた場合に、今米についてのお話が出ておつたのですが、他の専売品である塩であるとか、或いは樟脳であるとかいふものに対しては、同じような論議で、これを前払してくれというふうなことは絶対起らないで済むお見込でございますか。これは大蔵当局のほうに御質問をいたします。

○政府委員(久米武文君) 同じ専売制度の下におきますところの塩、或いは樟脳について同じような問題が起らんかという御質問の趣旨と思ひますが、或いは塩業者の間にそういうふうな御要望が起るかとも想像はいたしませんけれども、併しこの法律案の提案者が御説明になつておられます通り、専売制度の下におけるたばこ耕作の特殊性に基いて、初めてこの法律案が是認され得るのでございまして、その特殊性の故に是認されるのでありますから、塩とかなどにつきましては、要望が起りましても、大蔵省としては同意

いたしかねるということをはつきりと申上げてお答えいたします。

○田村文吉君 只今たばこの特殊性についてのお話があつたのでありますが、恐らくは私は詳しい事情を存じませんが、やはり前以て多額の肥料資金が要るとかいうことで、そういうものは農協とか、いろ／＼の金融機関によつて賄われておるといふようなことがあつたであらうし、又政府としてもそういうものに対しての金融は率先して図るべきものであるだろうと考へる。そこで問題は、現在の葉たばこをお作りになるといふ採算状態が、米を作るとか、或いはその他の野菜を作るとかいろいろの比べて採算状態が悪い状態にあると、御説明の意味で、特殊の状態にあるとお話しになるのであります。か、そうでないか、これを一つ大蔵当局にお伺ひいたしました。

○政府委員(久米武文君) たばこ耕作の特殊性に関する御説明は、この法律案の御提案になりました提案者のほうの井上さんとか、或いは森山さんとかから、すでに申された通りと私考へております。

○田村文吉君 あなたの御見解はどうですかというのを伺うので、一体葉たばこ耕作というものが、一般の米を作るとか、或いは野菜を作るとか、のに対して、採算状態が悪い、悪いから前渡金の、無利子の前渡金を渡して耕作をさせるという御趣旨に解釈すべきか、そうでないのか、それをあなたに伺う。

○政府委員(久米武文君) たばこ耕作の特殊事情と申しますのは、採算状態の点に着眼しておるのではございませ

んで、むしろたばこの耕作に必要な肥料の手当をする、或いは耕作に着手してから、いろ／＼の期間かかりまして、実際の葉たばこを納入し、等級を鑑定して専売公社から代金をもちらうまでの期間が非常に長いという点が、恐らく提案者の御説明になつた主たる点と我々は理解いたしております。なお只今御審議中の條文もこの第十九條の但書、これにははつきり目的が掲げられてございまして、葉たばこの品質を向上するに特に必要な場合、或いは取

り量目を確保するに必要な場合、そういうような特定な場合について、こういう但書が規定されておるのでございまして、この必要がある年に初めてこの但書が適用になる、必要がない年には適用にならないというのが、條文の解釈だらうと考へております。なおちよつと続けて申上げますと、本年度はどうかというのを申上げますと、本年度は、例えば「ピース」でありますとか、「光」でありますとか、売行きが非常によろしいとございまして、このたばこの需要に應ずるためには、葉たばこを生産の予定計画以上に相当たくさん取らなければならぬ。又「ピース」の原料になりますような品質のよいたばこを確保しなければならぬ。我々の見通しでは年度当初に予定しましたよりも、たばこの売行きをよくすると共に、例えば米葉でありますとか、インド葉であるとかいうものを相当輸入しなければならぬというふうな実情にございまして、国内における葉たばこの品質向上の必要性或いは取引量を増やすという必要性というものが、今年については存在しておるよう

に私ども考へております。

○田村文吉君 ちよつと的外れておりますから、問ひ返しをいたしたいのであります。金融の問題については、大蔵省も率先して、これが今までおやりになつておると思ふ。要するにそれはとにかく利息の要る金、今度の前渡金になると利息の要らない金になつたという事は、現在の状況では、葉たばこの事業というものが、植培の事業とかが余り有利でない、だから何か保護する方法を考えなければならぬ、こういう意味で特殊であるということをおつしやつておるのかどうかというのを私は伺ひたい。そこで葉たばこを作るといふことは、一般の米を作るとか、その他の野菜を作るとか、或いは非常に不利な状態にあることよりは非常に不利な状態にあるか、或いは現在は大体米作よりはいい、併しお茶とか、そういうふうなものに比べてたばこだ、或いは果樹園における果樹園に対してはどうだというふうな点を、大蔵省はどう見ていらつしやるのか、それを伺ひたいのであります。

○衆議院議員(森山欽司君) ちよつと政府委員がお答へする前に申上げたいと思ひます。たばこ耕作が割のいい耕作かどうかということについては、いろいろの見方があると思ひます。併し少くとも現在の取納代金を引上げてくるといふ熾烈な要望があることは事実でございまして。そして先ほど申上げましたように、反当所要入夫が一つの作物の中でも最も高位にあるもの、大抵百五十人程度の作物は余りございませ

ん。そういう特殊な性格から見まして、それから又更に最近品質の向上のために、油粕等有機質肥料を非常に大量に要望されるのであります。これな

どの観点からいたしまして、今日耕作これは相当理由があると思ひます。併しここで是非ともたばこ耕作を論ずる場合に忘れてはならないことは、たばこの税金問題でございまして、私が一昨年高松のほうに参りまして、しようが非常にとれております。反当三十万、十万ざらにある。ところが税務署が来て、これを査定すると、とても全部の十五万、二十万という額はつかまらぬのであります。逃げることもできる。たばこ耕作に関する限り専売公社の出張所から税務署に書類を一通やりますと、残り限なくこれは課税の対象となつて把握されるのであります。いわば月給取と全然差がないのであります。そういう意味でたばこ耕作といふものが、一方において、専売制度というふうなものは見方を変えれば、これはたばこ耕作に対する保護政策という面もあるのですが、逆に非常に都合の悪い面もあるものであります。

農家の熾烈な値上げ要望の声、或いは現実に起きておるところのたばこ耕作に対する課税問題、こういうふうな点からいたしまして、少しもたばこ耕作に対してやりのいいような体制を作りたいということが、今回の法案の狙いでございまして。即ち従来金を借ります際に、地方からわざ／＼農林中金まで来て、何日も滞在して、何回か宴会を開いて融資を頼んで行くというふうなことで、そういうことは今後少なくとも済むのであります。又これに要するところの一年四カ月程度に亘る利

子にいたしましたとしても、一割何分というふうな利子をこの際これを省くこともできるものであります。それから更に国家財政全体の見地から見ますと、上半期の資金撤布は大体少いのであります。従つて三十億程度の金が、資金撤布されておると、これはむしろ資金撤布を年間平均にやるといふ見地から言へば、むしろこれは好ましい状態ではないかと考へておるのであります。監理官が発言する前に一言私申上げておきます。

○政府委員(久米武文君) たばこ耕作が他の農作に比して不利な状況にあるかどうかというふうな点につきましましては、現在葉たばこの取納価格、公社が耕作者から買入値段のきめ方と申しますのは、生産費及び他の農産物との権衡もとりまして定めておりますから、たばこ耕作が他の耕作に比して不利だといふことは私ども考へておりませ

ん。それからなお農業金融全般について円滑なる金融を図るといふことは、これは大蔵省の所管でございまして、私から申すのはちよつと直接担当ではございませんけれども、農業金融全般の円滑を図るといふことは勿論大切なこととございまして。

○田村文吉君 農民は天の与えた露と土壌によつて農作物を作つて、その収穫を、精勵して春播いた種を秋収穫する、そのときにおいて自分の一年の働きを金に換へてもらうということが天の理窟なんでありまして、私は、恐れますのは、特殊の、今御説明の中にある、これは税金に対して特殊事情がある点がおかるような気がするものであります。するのであります。ただそうい

うことを早く前払をするという事は、要するに農家の借金、無利息の借金をすることに。物を作らないうち金ももらうのですから、これは借金になる。そういうことは今後の農村の経営のために、私はひとり葉たばこだけの問題じゃないのですが、すべてがそういうような精神になつて来たときに、日本の農業というものは衰えるのじゃないかというような根本的に実は心配をいたしますので、私は特にこういうことをなさることは、決して私は結論を今得まして反対するとか賛成するとか意味ではありません。いま暫らく私は検討をさせて頂きたい。頂きたいと思ひますが、そういう点についてお考えをなされたかどうか。これは借金は成るべく農家にさせないほうがよろしいのですが、併し現在の状況では止むを得ないから、借金をしておりますが、利息を払つて借金をしております。今度は無利息の借金ということになりますと、余りにも農村が安易に流れるために、葉たばこ企業自体に将来恐らく問題が起りはしないか、こういう事は懸念をするのであります。そういう点についてのこれは今度は御提出者側に伺いたいのですが、そういう点についてどういふふうにお考えになつておられますか。

○衆議院議員(森山敏司君) 農家が金を借りて安易な経営に流れるということとは好ましくないというお話でございしますが、これは誠に御尤もなこと、若し日本の農家もつと慮まれておりますならば、借金をしなくてこれは済ましたいものであります。併し御承知の通り現に農業手形制度というものも特に農業のために認められておるとい

うような状況でございまして、現実には肥料資金等の手当のためにあえて金を借りなければ、借金しなければやつて行けないということになるのでございします。若しこの法律が通りませんといたしますならば、恐らくもうすでにやつているところもございしますが、七月あたりから相当大掛りな金融工作を全国五十万の耕作者が始めなければならぬという実情でございします。従つて借金をしていか悪いかという段階じゃないで、借金をせざるを得ないやうな今日の農村の状態にあるといふことは、よく御承知であらうかと思ひます。そこでただこの借入れた金が利子がないので安易に借りられるといふので、安易な使い方をされないかという御心配については誠に同感でございまして、先ほども御説明申し上げましたけれども、これらの額は法の上では大體罹災補償の範囲内、即ち大體四割程度といふことではございしますが、大蔵省並びに公社の実際上の運用としては、一五%、必要最小限度にとどめるといふことになつております。それからなお又その使い方でございますが、これにつきましては相当厳格に運用をしなければならぬ。特に恐らく實際問題といたしまして、これは法律とか或いは省令或いは公社の規則というやうなものではございませんが、運用方針といたしましては、恐らく勿論受取るのは個人が判こを押して受取るやうな形はとりますけれども、組合が一括して運用するといふやうな形にいたしました。折角渡した前資金が法の趣旨にはずれて、安易にみだりに使用されるといふやうなことがないやうな方となる用意を期さなければならぬといふ

うに考えております。このことについては大蔵省並びに公社側とも内々話し合ひをしております。

○田村文吉君 最後にもう一点、先刻の政府側の御答弁の中に、この提案の理由が提案者がお考えになつていられるに、いわゆる品質の改良とかそういう問題にあるので、そのとき々によつては変わるかのような御口吻があつたのであります。私は品質の向上なんというものは、これはもう一年々だんだんよくするといふことに努力なさるべきであつて、それは形容詞なんです、その形容詞をその提案の理由であるといふやうな御説明じや、ちよつと私は納得行かなかつたのですが、さつきのお言葉がそういう御意でなければ結構なんです。その年々によつて品質改良について特に力を入れて行く、だから要するのだといふやうな御趣旨に私は納得ができません。

○政府委員(久米武文君) 私この原案を拝見いたしました、こういうふうな解釈いたしておるのでございしますが、この十九條の但書は、「公社は、葉たばこの品質を向上し、又は取引量を確保するため必要があると認めるときは、大蔵省令の定めるところにより、」

「取納代金の一部を支払ふことができ」

る。」「一種の前払金といふことのできる」といふことではございしました。葉たばこの品質を向上するといふことは、公社といたしましても又耕作者としても共に協力して十分に協力しなければならぬ点である、これは常に努力するといふ点におきまして何人も否定し得ない一つの目標でございします。その点につきましては全く同感でござ

○衆議院議員(森山敏司君) 葉たばこの品質を向上し、取引量を確保するといふことが単なる形容詞だと今おつしやいまして、形容詞上のものが実はございします。御承知の通り戦争中或いは戦後も量目主義の栽培といふものをやつておつた、量さえ多ければ……一頃はたばこの葉つばがなかつた時代がございします。そこで北海道で山を伐つて、スカンポの葉を混ぜておつたのがついで先ごろまでの事実であつた、その当時は葉たばこの葉つばのいい、悪いよりも量さえ取ればいいというやり方でありました。ところが経済事情が落ちついて参りますと、人の口もだんだん奢つて参る、まあ奢るといふ言葉は悪いのでありますが、特に海外からたばこが入つて来るということになりますとどうも日本のたばこはますますうまいか、まずいかは一に掛つてこればたばこの葉つばによることは、「量」といふたばこをお吸ひになつたことかあると思ひますが、「量」といふたばこは一服吸えばうまいが、二服、三服目にはまずくなる、なげまずいといふと、たばこの葉が悪いのでありましてどんな包装紙を使つても、どんな香料

を入れても葉つばが悪ければ何にもならない。そこでいたばこを作つて、海外から好ましからざるルートで入つて来るたばこを抑えなければならぬといふ問題等もありまして、そこで品質を向上しなければならぬ、たばこの葉つばをよくするにはどうすればいいかと言ひますと、同じ窒素肥料でも硫酸質の肥料は駄目だ、どうして有機質の肥料を使わなければならぬ、有機質の肥料の中でも油粕とか棉実油粕とか、或いはこれは無機質な操作でできるものであります。尿素、これも有機質の肥料を申して差支えない。こういうやうな肥料を多く使わなければいいたばこはできないのであります。而もこの問題は、たばこ耕作にとつてはこの二、三年間の革命的な耕作方針の転換でございします。そこで従来は、戦争中は使わなかつたところの窒素肥料に投入しなければならぬ、反当にいたしまして大體十割程度、或いはも戦前においては百割以上やつたところからあるのであります。そういうやうな有機質の肥料の大量投下といふことは肥料自身の質を非常に増進させる、そういうことで品質の向上といふことを入れたのでありまして単にお題目だけを並べて入れたのではないのでございします。それから量目の問題についても同様の問題が言えるのであります。最近までたばこが足りなかつた、なぜスカンポの葉を入れておつたかといふことを申しますとこれは量が足りなかつたからであります。而も最近数量的にはやや自給の域には達しておりますけれども、たばこの製造の技術上の問題等もあつてまだ若干海外から輸

入しておるといふような問題もあるの
であります。そういう意味で単なる個
個の農家の再生産というより見地の
みならず、国全体のたばこ事業とい
面からいたしまして、品質の向上並び
に量目の確保はこれは必須の要件で
ございます。そういう見地から必要な
小限度と、こういうことを書いたの
でございます。単に必要な最小限度と書
きますと、何が必要だということ
です。そこでそういう御点を一応書いて
この必要の限界を示したのでござい
ます。それからなおこれについて折角
前金を払つて国会としての善政を仮に
布き得たといつたとしても、実際問題
の運用として先ほどおつしやられたよ
うな逆効果があつては全くならないの
でございまして、その点私ども全然同
感でございます。この運用は縮くまで
も慎重を期さなければならぬと思つて
ございまして、この問題について国会
の制定する法の中に、より詳細なる規
定を設くべきであるかどうかは相当考
えたのでございまして、実際問題とい
たしましてはご耕作に心倒しておる
ところの公社並びに大蔵省がこの具
体的な運用を、立法者の趣旨を十分尊重
して運用して頂いたほうがより現実的
であろうというので、ここに書きまし
たように大蔵省令の定めるところによ
りというふうにして一応任せたのでご
ざいます。大体私どもが内輪で話して
おる話では衆議院の提案者と公社並び
に大蔵省との間には目下意見の疎隔は
ないのでございます。どうか一応御了
承願したいと思います。

りもつといいものを作り、もつと肥料
も余計使いたい、こういう場合にはや
るし、そうでなくてただ在来のままで
行きたいという人には、そういう人に
は奨励しない、こういうお差別が將
来つくことを仮定しておるわけであ
りますか。そうでなくして大体品種の向
上をさせたいのだ、だから広く葉たば
こを作る人にも何割なら何割の前渡金
をやるのだ、こういう御趣旨か、先刻
の政府委員の御説明だと年によつて変
り、或いは人によつて変るといふので
はないかと疑われるような御答弁があ
りましたからそれで私はお確かめした
のです。

家の唯一の耕作物でありますので、そ
の連中の非常に困難をしておる現在の
経済事情を考えますときに、この施
策は非常に結構であり、速かに実施を
いたしたいと存ずるではあります
が、この提案の趣旨に述べられてあり
まする品質を向上し、収量を増加す
ると、こういうことであつて、御説明に
は植付検査終了後資金を出すのだ、そ
こに一体どういふ関連があるか、本来
でありますれば植付前に肥料は手当を
されるべきである、そのときに資金が
流れてこそ初めてお話になつておるよ
うな目的が確保されるのじやないか、
植付けてしまつてから肥料の手当とい
うことになりまると、一体追肥がた
ばこにそんなにたくさん要るかとい
うことは技術的に私は考えられない、そ
ういふ点をどういふふうにお考えにな
つておるのか、その点を先ずお伺い
たしたいと思つておる。

でございまして。
○森八三一君 そうしますると、その
年の耕作には関係がなくて、翌年の耕
作のための前渡金を渡すということに
なりますと、植付検査というものと
形式的に連関がないという結果になる
のではないかと。検査をするのは現実に
その年耕作されておる反別に対して検
査が行われるのであつて、供給する資
金は来年耕作をやるとかやらないとか
わからないといふものに資金が供給さ
れるということになつてはおかしいの
か、この点はどうお考えになりますか。

て、従つて植付検査は大体六月、従つ
てその翌月の七月に金で出せば大体
実際の需要と合つて行く。なお先ほど
ちよつと言ひ過ぎた点がございませ
が、今年の七月買つた肥料、それは今
年の耕作にも使うことはもとよりあり
得るのでございまして。併し大分は翌年
廻しということが多い。大体肥料を手
当してからそれが現金化するまでの間
は十四カ月程度かかるという実情で
ございまして。御諒察を願ひたいと思
ひます。

午後零時五十六分散会

六月十七日本委員会に左の事件を付託
された。

一、たばこ専売法の一部を改正する
法律(案)

たばこ専売法の一部を改正する法
律案
たばこ専売法の一部を改正する
法律
たばこ専売法(昭和二十四年法律
第百二十一号)の一部を次のように改
正する。
第十九條第一項に次の但書を加え
る。
但し、公社は、葉たばこの品質を
向上し、又は収獲量目を確保するた
め必要があると認めるときは、大蔵
省令の定めるところにより、耕作者
が葉たばこを納付する前に、収納代
金の一部を支払ふことができる。
同條に次の一項を加える。

7 耕作者は、第一項但書の規定により取納代金の一部の支払を受けた場合において、その支払を受けた金額が耕作者が納付した葉たばこの取納代金の額をこえるときは、その差額に相当する金額を公社に返納しなければならない。

第二十六條第二項中「第十九條第一項」を「第十九條第一項本文」に改める。

第七十條中「第十九條第五項」の下に「及び第七項」を加え、「及び第五十條」を「並びに第五十條」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

昭和二十七年八月二日印刷

昭和二十七年八月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局